

いわき市議会議長交際費の支出基準

(平成 17 年 3 月 24 日 議長決裁)

(平成 18 年 3 月 22 日 議長決裁)

(平成 18 年 6 月 27 日 議長決裁)

(平成 20 年 12 月 19 日 議長決裁)

(趣 旨)

第 1 条 いわき市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出について基準を定める。

(議長交際費)

第 2 条 議長交際費とは、いわき市議会議長（以下「議長」という。）及び副議長が、いわき市議会を代表し、外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第 3 条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において行うものとする。

(議長交際費の支出範囲)

第 4 条 議長交際費の支出項目及び金額については、次のとおりとする。

支出項目	支出金額	主な支出内容
慶 祝	2万円以内の額	慶事に要する経費
見 舞		病気、災害、事故等の見舞に要する経費
弔 慰	別表に定める 基準による額	葬儀等における香典、供花等に要する経費
会 費	会費相当額	各種団体等の構成員として要する経費 各種団体等が行う懇親会等を目的とする会 合の出席に要する経費

支出項目	支出金額	主な支出内容
懇談会費		意見交換、情報収集等の懇談に要する経費
接 遇	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	来客を応接するための飲食、各市訪問あるいは折衝の際の土産、国内外からの公式訪問及び姉妹都市等への訪問の際の記念品、市政協力者に対する謝意等に要する経費
協賛・賛助	2万円以内の額	各種大会等の開催の協賛に要する経費 各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費
激 励		全国大会等に出場する個人、団体等の激励に要する経費
そ の 他	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	公用名刺印刷、物品の購入等その他議長が必要であると認める経費

(議長交際費の見直し)

第5条 議長は、議長交際費支出の内容や金額が市民感覚とかけ離れることなく、また、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

別表（第4条関係）

弔 慰 の 支 出 基 準

○：該当の場合 △：議長がその都度定める場合

区 分	対 象 者	香 典	供花等	
弔慰金	市議会議員	本人	△	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	元市議会議員	本人	10,000 円	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	地元選出国会議員 地元選出県会議員	本人	10,000 円	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	市三役	本人	△	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	市三役を除く特別職	本人	10,000 円	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	市政に関わりのある者	本人	10,000 円	○
		配偶者、一親等内の親族	5,000 円	△
	上記のほか議長が特に必要と認めた場合	△	△	
その他	議長が特に必要と認めた場合	△		

備 考

- ※ 弔電にかかる費用については、本区分により支出する。
- ※ 供花等の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
- ※ 議長が特に必要と認める場合の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。